



2019年5月8日

各 位

会 社 名 株式会社C&Fロジホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 林原国雄
(コード: 9099 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 武藤彰宏
(TEL 03-5291-8100)

監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更

及び代表取締役を含む役員の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月26日開催予定の第4回定期株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。また、これに伴い同定期株主総会に付議する定款の一部変更及び取締役候補者を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、代表取締役及び役付き取締役につきましては、同定期株主総会及びその後の取締役会において正式に決定する予定です。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2019年6月26日開催予定の第4回定期株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、同株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

2. 定款一部変更

(1) 変更の要旨

- ①監査等委員会設置会社に移行するため、監査役及び監査役会に関する規定を削除し、監査等委員及び監査等委員会に関する規定を新設するとともに、関係条文について所要の変更を行います。
- ②監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨の規定を新設します。
- ③取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことの目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを明確にするため、現行定款第28条第2項を変更するものであります。
- ④上記に伴い、その他関連する規定につき、文言の修正・削除、条文の新設及び条数等の変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

- | | |
|------------------|----------------|
| ①定款変更のための株主総会開催日 | 2019年6月26日 (水) |
| ②定款変更の効力発生日 | 2019年6月26日 (水) |

3. 代表取締役の異動

(1) 異動の理由

当社グループの企業価値向上のため、経営体制の強化を図るものであります。

(2) 代表取締役の異動の内容

新役職名	氏名	現役職名
代表取締役副社長	綾 宏將	取締役副社長

(3) 新任代表取締役の略歴

氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数
綾 宏將 (1956年5月13日)	1980年4月 農林中央金庫入庫 2006年7月 同庫営業第五部長 2008年4月 株式会社ヒューテックノオリン入社 顧問 2008年6月 同社常務取締役管理本部長 2012年6月 同社専務取締役管理本部長 兼 財務経理部長 2014年6月 同社代表取締役社長（現任） 2015年10月 当社取締役副社長 営業担当（現任）	12,621株

(4) 異動予定日

2019年6月26日（水）

4. 役員の異動（第4回定時株主総会に付議予定）

(1) 取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）

新役職名	氏名	現役職名
代表取締役社長	林原 国雄	同左
代表取締役副社長	綾 宏將	取締役副社長
取締役相談役	松田 鞍夫	取締役会長
専務取締役	武藤 彰宏	同左
常務取締役	道田 和宏	同左
常務取締役	酒光 修史	同左
取締役	坂内 茂昭	（新任）
取締役（社外）	小澤 渉	同左
取締役（社外）	水谷 彰宏	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

新役職名	氏名	現役職名
取締役 監査等委員（社外）	杉田 健一	常勤監査役（社外）
取締役 監査等委員（社外）	高木 伸行	監査役（社外）
取締役 監査等委員（社外）	館 充保	監査役（社外）
取締役 監査等委員（社外）	鳥羽 史郎	（新任）

(3) 退任予定監査役

氏名	現役職名
宮崎 博史	常勤監査役

(4) 異動予定日（新任・退任を含む）

2019年6月26日（水）

以上

5. 新任役員の略歴について

(1)新任取締役候補者

氏名 (生年月日)	略歴
さかうち しげあき 坂内 茂昭 (1965年1月28日)	<p>1983年 4月 株式会社ヒューテックノオリン入社 2004年 6月 同社戸田支店長 2008年 6月 同社執行役員戸田支店長 2012年 6月 同社取締役管理副本部長 兼 人事部長 2014年 6月 同社取締役管理本部長 兼 人事部長 2015年 10月 当社人事部長 兼 株式会社ヒューテックノオリン取締役 管理本部長 兼 人事部長 2018年 4月 当社管理本部長 兼 株式会社ヒューテックノオリン取締役 (現任)</p>

(2)新任社外取締役（監査等委員）候補者

氏名 (生年月日)	略歴
とば しろう 鳥羽 史郎 (1967年3月21日)	<p>1989年 10月 中央新光監査法人にて法定監査従事 1991年 7月 中央クーパース＆ライブラント国際税務事務所（現 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース）にて税務業務従事 1994年 1月 中央監査法人にて法定監査従事 1997年 1月 鳥羽公認会計士事務所開設（現任） 2005年 1月 株式会社みのり会計設立 代表取締役（現任）</p>

別添資料

(下線部が変更部分)

現行定款	定款変更案
第1章 総則 (中略) (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> (中略)	第1章 総則 (中略 現行どおり) (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u> (中略 現行どおり)
第2章 株式 (中略) (自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	第2章 株式 (中略 現行どおり) (削除)
(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第7条(現行どおり)
(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利	(単元未満株式についての権利) 第8条(現行どおり)
(単元未満株式の買増し) 第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。	(単元未満株式の買増し) 第9条(現行どおり)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第10条(現行どおり)
(株式取扱規程) 第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第11条(現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。	(招集) 第12条(現行どおり)
(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条(現行どおり)
(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第14条(現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条(現行どおり)
(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	(決議の方法) 第16条(現行どおり)

現行定款	定款変更案
(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第17条(現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役 <u>監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。</u> <u>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(新設)	
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。	(選任方法) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 (現行どおり)
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3 (現行どおり)
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第20条 取締役 <u>監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	(削除)
<u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	
(新設)	3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 5 前項の補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。
(新設)	

現行定款	定款変更案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役相談役、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第21条(現行どおり)
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第22条(現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(中略)	(中略 現行どおり)
(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、同項に規定する取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	(取締役の責任免除) 第28条(現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

(下線部が変更部分)

現行定款	定款変更案
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	(削除)
<u>(監査役の員数)</u>	(削除)
<u>第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	
<u>(選任方法)</u>	(削除)
<u>第30条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u>	
<u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>(任期)</u>	(削除)
<u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
<u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	
<u>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u>	
<u>(常勤の監査役)</u>	(削除)
<u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	
<u>(監査役会の招集通知)</u>	(削除)
<u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
<u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	
<u>(監査役会規程)</u>	(削除)
<u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	
<u>(報酬等)</u>	(削除)
<u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	

現行定款	定款変更案
(監査役の責任免除) 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、同項に規定する監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会規程) 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
(選任方法) 第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。	(選任方法) 第31条(現行どおり)
(任期) 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	(任期) 第32条(現行どおり)
(会計監査人の責任免除) 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	(会計監査人の責任免除) 第33条(現行どおり)

(下線部が変更部分)

現行定款	定款変更案
第7章 計算	第7章 計算
(事業年度) 第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。	(事業年度) 第34条(現行どおり)
(剩余金の配当等の決定機関) 第41条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。	(剩余金の配当等の決定機関) 第35条(現行どおり)
(剩余金配当の基準日) 第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。	(剩余金配当の基準日) 第36条(現行どおり)
(中間配当金) 第43条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。	(中間配当金) 第37条(現行どおり)
(配当金の除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 前項の金銭には利息をつけない。	(配当金の除斥期間) 第38条(現行どおり)
(新設)	附則
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、第4回定期株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であつたものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。